

学校における熱中症警戒アラート等対応基準（令和7年度）

令和7年4月版

熱中症警戒アラート実施期間

【令和7年4月23日（水）から10月22日（水）まで】

熱中症の危険性が極めて高くなると予測される際に、国民に対し危険な暑さへの注意を呼びかけ、熱中症予防行動をとっていただくよう促すため、環境省・気象庁から熱中症警戒アラートが発表される情報です。

判断基準となる情報

環境省から発表される、**午前5時**の**船橋観測地**の暑さ指数予測値を基に判断します。

【環境省の発表と船橋市の対応の不一致】

環境省の発表は、船橋観測地の予測が暑さ指数31℃としても、県内のどこかで暑さ指数33℃以上が予測される場合、千葉県に「熱中症警戒アラート」が発表されます。

学校における暑さ指数（WBGT）に応じた対応一覧

暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防 運動指針	学校での対応	
		空調が整備されていない	空調が整備されている
35℃以上	いのちを守る行動を取る	活動中止（実測値にかかわらず中止する）	
34℃・33℃	運動中止	活動中止	
32℃ ・ 31℃	運動は原則中止 ※特別の場合以外は中止する。 特に子供の場合は中止すべき。	活動は原則中止 ※特別の場合の条件（学校判断で屋内外活動を行う場合） ●各学校の随時測定結果が暑さ指数33℃未満である。 ●下記の5つの要件を確認し、活動実施の可否を判断する。 ①一時救命措置かつ熱中症対処に詳しいものがある ②救護所の設置 ③救急体制の確保 ④空調の効いた部屋の確保 ⑤管理職の許可 ●活動中に33℃以上を超えたときは、活動を中止する。	
30℃ ～ 28℃	厳重警戒 (激しい運動は中止)	活動中に31℃以上を超えた場合、 上記の ※特別の場合の条件 を確認し、 活動継続の可否を判断する。	

★★ 空調が整備されている場所 ★★

空調が整備されている場所については、活動場所の暑さ指数（実測値）を計測し、その数値を基に、上記の対応一覧の暑さ指数に当てはめて対応します。

学校は、上記の対応一覧を基準とするが、児童生徒の状況からより厳しい対応が必要な場合は、学校独自で基準を定め、児童生徒の安全に配慮します。

予測値とは

その日に予測される暑さ指数となり、環境省から発表される予測値は、時間とともに変化します。

実測値とは

活動場所で、暑さ指数測定器を用いて計測した数値になります。活動場所によって数値は異なります。

情報サイト

「環境省熱中症予防情報サイト」で検索！または、船橋市ホームページからもアクセスが可能です。

環境省からの情報配信

環境省の「LINEアプリを活用した熱中症警戒アラート・暑さ指数の情報配信」にて早めに情報を得ることをお勧めします。学校での対応として、翌日の予定されている行事の開催可否や内容の変更等に関する判断の参考となります。

予測値の発表内容

35℃以上…「熱中症特別警戒アラート」
33℃以上…「熱中症警戒アラート」
31℃以上…「危険」
28℃以上…「厳重警戒」
25℃以上…「警戒」
21℃以上…「注意」

部活動における熱中症警戒アラート等対応基準（令和7年度）

※環境省運用開始日 4/23～10/23

作成にあたって

これまで「学校における熱中症警戒アラート等対応基準」を基に対応してきました。暑さ指数が 34°C ・ 33°C の予測値が発表された場合、「空調が整備されていない」場所の活動は中止になります。この場合、学習であれば、他の方法で学習する方法が考えられますが、部活動の場合は、他の方法で練習することができません。例えば、野球やサッカー等になります。そのため「空調が整備されていない」場所での活動を確保するために、新たに「部活動における熱中症警戒アラート等対応基準」を作成します。

※「学校における熱中症警戒アラート等対応基準」… 以下、「学校対応基準」

※「部活動における熱中症警戒アラート等対応基準」… 以下、「部活動対応基準」

と表記します。

熱中症警戒アラート実施期間

学校対応基準に準じます。

熱中症警戒アラート適応範囲

土・日・祝日・夏季休業中と

6月21日～7月20日の平日の朝練習とします。

平日の日中は、学校対応基準となります。平日の午後の部活動についても、学校対応基準から部活動対応基準へ変更することは煩雑になり、対応に相違が生じる可能性があるため、学校対応基準となります。

判断基準となる情報

学校対応基準に準じますが、一部のみ予測値ではなく実測値で判断します。

《実測値で判断する部分》

（学校対応基準）

環境省から発表される、午前5時の船橋観測地の暑さ指数予測値が 34°C ・ 33°C で、空調が整備されていない場合は、1日活動中止。



（部活動対応基準）

環境省から発表される、午前5時の船橋観測地の暑さ指数予測値が 34°C ・ 33°C で、空調が整備されていない場合は1日活動中止となりますが、特別の場合の条件の5つの要件を満たしている場合は、午前10時まで実測値で活動可能（午前10時までに児童生徒の完全下校完了）。実測値が 33°C 以上になった場合は、活動中止。

「午前10時まで」の理由

環境省から発表される、船橋観測地の暑さ指数実測値で午前10時に暑さ指数が 33°C 以上を記録した日

	6月	7月	8月	9月
令和5年度	0日	0日	0日	0日
令和6年度	0日	1日	0日	0日

環境省から発表される、船橋観測地の暑さ指数実測値で午前11時・正午に暑さ指数が 33°C 以上を記録した日

	6月	7月	8月	9月
令和5年度	0日	2日	2日	0日
令和6年度	0日	5日	6日	0日

午前10時の結果は、2年間で1日のみ。午前11時・正午の結果は、2年間で15日で、午前10時以降は暑さ指数が上昇する傾向があります。この結果から、他の方法で練習することができない部活動の活動を確保するために午前10時までとします。

部活動における暑さ指数 (WBGT) に応じた対応一覧

暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防 運動指針	部活動での対応	
		空調が整備されていない	空調が整備されている
35℃以上	いのちを守る行動を取る	活動中止 (実測値にかかわらず中止する)	
34℃・33℃	運動中止	実測値で午前10時まで	
32℃ ・ 31℃	運動は原則中止 ※特別の場合以外は中止する。 特に子供の場合は中止すべき。	活動は原則中止 ※特別の場合の条件 (学校判断で屋内外活動を行う場合) ●各学校の随時測定結果が暑さ指数33℃未満である。 ●下記の5つの要件を確認し、活動実施の可否を判断する。 ①一時救命措置かつ熱中症対処に詳しいものがある ②救護所の設置 ③救急体制の確保 ④空調の効いた部屋の確保 ⑤管理職の許可 ●活動中に33℃以上を超えたときは、活動を中止する。	
30℃ ～ 28℃	厳重警戒 (激しい運動は中止)	活動中に31℃以上を超えた場合、 上記の ※特別の場合の条件 を確認し、 活動継続の可否を判断する。	

★★ 空調が整備されている場所 ★★

空調が整備されている場所については、活動場所の暑さ指数 (実測値) を計測し、その数値を基に、上記の対応一覧の暑さ指数に当てはめて対応します。

上記の対応一覧を基準とするが、児童生徒の状況からより厳しい対応が必要な場合は、学校独自で基準を定め、児童生徒の安全に配慮します。

対応について

環境省から発表される、午前5時の船橋観測地の暑さ指数予測値が34℃・33℃の場合、活動は原則中止となりますが、特別の場合の条件の5つの要件を満たしている場合は、**午前10時まで実測値で活動可能 (午前10時までに児童生徒の完全下校完了)**。実測値が33℃以上になった場合は、活動中止。

「予測値とは」 「実測値とは」 「情報サイト」
「環境省からの情報配信」 「予測値の発表内容」
「運動量の調整、状況に応じた水分・塩分補給」 「その他」

学校対応基準に準じます。

部活動の遠征等

- (活動全般) ・顧問等は、責任者と十分に連絡をとりながら活動します。
・顧問等はアラート等および活動場所の暑さ指数の数値を責任者から確認します。
・当日の責任者については、事前に決めておきます。
・土・日・祝日・夏季休業中は、顧問等はアラート等および活動場所の暑さ指数の数値を確認します。
・大会参加時は、大会主催の基準を優先します。
- (船橋市内での活動)
・船橋市に練習試合等で他校が来る場合は、船橋市の対応基準で実施することができ、千葉県内でも船橋市の対応基準より厳しくしている市町村があるため、無理強いはいしないこと。事前に説明し、参加校に判断してもらいます。
- (船橋市外での活動)
・開催地の対応基準に沿って活動します。しかし、船橋市の対応基準の方が厳しい場合は、責任者と連絡をとり、保護者へ説明をして、無理強いはいしないこと。事前に開催地の責任者等と連絡をとり、準備をしましょう。